

令和6年群馬東部水道企業団議会
2月定例会会議録

群馬東部水道企業団

令和6年群馬東部水道企業団議会2月定例会会議録

令和6年2月7日（水曜日）

1 出席議員 11名

1番	矢部伸幸	2番	大川陽一
3番	白石さと子	4番	権田昌弘
5番	川村幸人	6番	杉山英行
7番	須藤日米代		
9番	坂上祐次	10番	高橋祐二
11番	渡邊明	12番	黒田重利

2 欠席議員 1名

8番 小林武雄

3 説明のために出席した者 11名

企業長	清水聖義	副企業長	多田善宏
副企業長	須藤昭男		
局長	小郷隆士	次長	大塚憲一
次長	百瀬光宏	総務課長	奥川靖
企画課長	小杉浩子	工務課長	山本雅己
庁舎建設室長	島田賢司	みどり支所長	関口洋一

4 その他出席した者 3名

書記	秋庭美恵	書記	川崎千穂
書記	飯田直樹		

議 事 日 程

令和6年2月7日 午前10時45分開議
群馬東部水道企業団議会議長 矢部 伸幸

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 議案第 1号 群馬東部水道企業団監査委員選任の同意について
議案第 2号 群馬東部水道企業団監査委員選任の同意について
議案第 3号 群馬東部水道企業団監査委員選任の同意について
- 第 4 議案第 4号 令和5年度群馬東部水道企業団水道事業会計補正
予算(第2号)について
- 第 5 議案第 5号 令和6年度群馬東部水道企業団水道事業会計予算
について
- 第 6 議案第 6号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関
する協議について
- 第 7 議案第 7号 群馬東部水道企業団水道事業の設置等に関する
条例の一部改正について
- 第 8 議案第 8号 群馬東部水道企業団職員の育児休業等に関する
条例の一部改正について
- 第 9 議案第 9号 群馬東部水道企業団職員の給与の種類及び基準に
関する条例の一部改正について
- 第10 議案第10号 群馬東部水道企業団給水条例の一部改正について
議案第11号 群馬東部水道企業団布設工事監督者及び水道技術
管理者の資格等を定める条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

■開 会

午前10時45分開会

議長（矢部伸幸） ただいまから、令和6年群馬東部水道企業団議会2月定例会を開会いたします。

■開 議

議長（矢部伸幸） これより本日の会議を開きます。

■日 程

議長（矢部伸幸） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布申し上げたとおりであります。その順序により会議を進めたいと思いますので、ご了承願います。

日程に入ります。

■会期の決定

議長（矢部伸幸） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日一日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（矢部伸幸） ご異議なしと認めます。よって会期は本日一日と決定いたしました。

■会議録署名議員の指名

議長（矢部伸幸） 次に日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、10番、高橋祐二議員及び11番、渡邊

明議員を指名いたします。

■議案上程

議長（矢部伸幸） 次に日程第3、議案第1号を議題といたします。

■提案理由の説明

議長（矢部伸幸） 朗読を省略し、ただちに執行者から提案理由の説明を求めます。

（清水企業長挙手）

議長（矢部伸幸） 清水企業長。

企業長（清水聖義） 議案第1号、群馬東部水道企業団監査委員選任の同意について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

本企业団規約に基づき、監査委員の任期は4年とされているため、高橋嘉一郎監査委員が本年3月31日付で任期満了となります。引き続き、人格、識見ともにすぐれ、経験豊かな高橋嘉一郎監査委員を再任したいと存じますので、地方自治法の規定により議会の皆様のご同意を得たく、ご提案申し上げます。

以上でございますが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

■質 疑

議長（矢部伸幸） これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（矢部伸幸） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

■討 論

議長（矢部伸幸） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（矢部伸幸） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

■表 決

議長（矢部伸幸） これより採決いたします。本案を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（矢部伸幸） 挙手全員、よって本案は原案のとおり同意されました。

■議案上程

議長（矢部伸幸） 次に議案第2号を議題といたします。

■除斥

議長（矢部伸幸） 地方自治法第117条の規定により、6番、杉山英行議員の退席を求めます。

（杉山議員退席）

■提案理由の説明

議長（矢部伸幸） 朗読を省略し、ただちに執行者から提案理由の説明を求めます。

（清水企業長挙手）

議長（矢部伸幸） 清水企業長。

企業長（清水聖義） 議案第2号、群馬東部水道企業団監査委員選任の同意に

ついて、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の2ページをお開き願います。

本企業団規約に基づき、監査委員の任期は4年とされているため、企業団議員の中から選任されておりました杉山英行議員が、本年3月31日付で任期満了となります。引き続き、人格、識見ともにすぐれ、経験豊かな杉山英行議員を監査委員として再任したいと存じますので、地方自治法の規定により議会の皆様のご同意を得たく、ご提案申し上げます。

以上でございますが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

■質 疑

議長（矢部伸幸） これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（矢部伸幸） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

■討 論

議長（矢部伸幸） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（矢部伸幸） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

■表 決

議長（矢部伸幸） これより採決いたします。本案を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（矢部伸幸） 挙手全員、よって本案は原案のとおり同意されました。

■除斥の解除

議長（矢部伸幸） 6番、杉山英行議員の入場を求めます。

(杉山議員入場)

■議案上程

議長（矢部伸幸） 次に議案第3号を議題といたします。

■除斥

議長（矢部伸幸） 地方自治法第117条の規定により、12番、黒田重利議員の退席を求めます。

(黒田議員退席)

■提案理由の説明

議長（矢部伸幸） 朗読を省略し、ただちに執行者から提案理由の説明を求めます。

(清水企業長挙手)

議長（矢部伸幸） 清水企業長。

企業長（清水聖義） 議案第3号、群馬東部水道企業団監査委員選任の同意について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の3ページをお開き願います。

本企业団規約に基づき、監査委員の任期は4年とされているため、企業団議員の中から選任されておりました渡邊明議員が、本年3月31日付で任期満了となります。

その後任として、人格、識見ともにすぐれ、経験豊かな黒田重利議員を監査委員に選任したいと存じますので、地方自治法の規定により議会の皆様のご同意を得たく、ご提案申し上げます。

以上でございますが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

■質 疑

議長（矢部伸幸） これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（矢部伸幸） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

■討 論

議長（矢部伸幸） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（矢部伸幸） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

■表 決

議長（矢部伸幸） これより採決いたします。本案を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（矢部伸幸） 挙手全員、よって本案は原案のとおり同意されました。

■除斥の解除

議長（矢部伸幸） 1 2 番、黒田重利議員の入場を求めます。

（黒田議員入場）

■議案上程

議長（矢部伸幸） 次に日程第4、議案第4号を議題といたします。

(小郷局長挙手)

議長（矢部伸幸） 小郷局長。

局長（小郷隆士） 議案第4号、令和5年度群馬東部水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の4ページ及び別冊①令和5年度群馬東部水道企業団水道事業会計補正予算の1ページをお開きください。

補正予算の内容でございますが、第2条は、業務の予定量を補正するものでございます。

第3条の収益的収入及び支出の収入では、水道加入金の減少や消費税再計算などにより1億3,284万1千円を減額補正し、支出では、電力費の精査により包括業務委託料などを、4億5,829万8千円を減額補正するものでございます。

第4条の資本的収入及び支出の収入では、他事業関連工事の延期などにより、工事負担金などを1,470万1千円減額補正し、支出では、工事内容の精査などにより建設改良費などを2億3,942万3千円を減額補正するものでございます。

予算書の2ページをご覧ください。

第5条では、太田本所庁舎建設事業の年割額の変更を、第6条では、職員給与費を、1,960万円増額補正するものでございます。

3ページ以降には、補正予算説明書となります。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

■質 疑

議長（矢部伸幸） これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

議長（矢部伸幸） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

■討 論

議長（矢部伸幸） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（矢部伸幸） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

■表 決

議長（矢部伸幸） これより採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（矢部伸幸） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

■議案上程

議長（矢部伸幸） 次に日程第5、議案第5号を議題といたします。

■提案理由の説明

議長（矢部伸幸） 朗読を省略し、ただちに執行者から提案理由の説明を求めます。

（小郷局長挙手）

議長（矢部伸幸） 小郷局長。

局長（小郷隆士） 議案第5号、令和6年度群馬東部水道企業団水道事業会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の5ページ及び別冊②の令和6年度群馬東部水道企業団水道事業会計予算書の1ページをお開きください。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量を定めるもので、(1)では年度末の給水戸数を、(2)では年間総給水量を、(4)では主要な建設改良事業の事業費を定めるものでございます。

第3条の収益的収入及び支出は、収入では、109億6,133万4千円を、支出では、95億5,355万円を計上し、純利益は、税抜きで9億9,599万4千円を見込むものでございます。

第4条の資本的収入及び支出は、収入では、43億7,716万2千円を、支出では、101億4,235万8千円を計上するものでございます。

なお、収入から支出を差し引いた不足額、57億6,519万6千円は、第4条に記載のとおり、当年度の消費税資本的収支調整額や損益勘定留保資金、建設改良積立金処分額で補填するものでございます。

次に、2ページをご覧ください。

第5条の債務負担行為は、令和7年度から11年度までの事業運営及び拡張工事等包括業務委託（第2期）に係る限度額を247億1,845万8千円に定めるものでございます。

第6条は、企業債の借入限度額を24億円と定めるものでございます。

第7条は、一時借入金の限度額を9億円に、第8条は、支出の流用可能な科目を、第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、第10条は、たな卸資産購入限度額をそれぞれ定めるものでございます。

3ページ以降は、予算説明書となります。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

■質 疑

議長（矢部伸幸） これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（矢部伸幸） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

■討 論

議長（矢部伸幸） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（矢部伸幸） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

■表 決

議長（矢部伸幸） これより採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長（矢部伸幸） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

■議案上程

議長（矢部伸幸） 次に日程第6、議案第6号を議題といたします。

■提案理由の説明

議長（矢部伸幸） 朗読を省略し、ただちに執行者から提案理由の説明を求めます。

(小郷局長挙手)

議長（矢部伸幸） 小郷局長。

局長（小郷隆士） 議案第6号、群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の6ページをお開きください。

本案は、当企業団が共同設置している群馬県市町村公平委員会について、令和6年4月1日から富岡市及び榛東村が加入すること及び、負担金の算出方法について改正を行うため、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、群馬県市町村公平委員会共同設置規約を変更する協議について、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

■質 疑

議長（矢部伸幸） これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（矢部伸幸） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

■討 論

議長（矢部伸幸） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（矢部伸幸） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

■表 決

議長（矢部伸幸） これより採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（矢部伸幸） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

■議案上程

議長（矢部伸幸） 次に日程第7、議案第7号を議題といたします。

■提案理由の説明

議長（矢部伸幸） 朗読を省略し、ただちに執行者から提案理由の説明を求めます。

（小郷局長挙手）

議長（矢部伸幸） 小郷局長。

局長（小郷隆士） 議案第7号、群馬東部水道企業団水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の8ページをお開きください。

本案は、地方自治法の改正により、本条例中で引用している地方自治法の条項が繰り下がることから、所要の改正を行うものでございます。

附則につきましては、この条例の施行日を令和6年4月1日と定めるものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

■質 疑

議長（矢部伸幸） これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（矢部伸幸） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

■討 論

議長（矢部伸幸） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（矢部伸幸） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

■表 決

議長（矢部伸幸） これより採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（矢部伸幸） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

■議案上程

議長（矢部伸幸） 次に日程第8、議案第8号を議題といたします。

■提案理由の説明

議長（矢部伸幸） 朗読を省略し、ただちに執行者から提案理由の説明を求めます。

(小郷局長挙手)

議長（矢部伸幸） 小郷局長。

局長（小郷隆士） 議案第8号、群馬東部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の9ページをお開きください。

本案は、地方自治法の改正により、会計年度任用職員においても、勤勉手当を支給することとなったため、所要の改正を行うものでございます。

附則につきましては、この条例の施行日を令和6年4月1日と定めるものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

■質 疑

議長（矢部伸幸） これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

議長（矢部伸幸） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

■討 論

議長（矢部伸幸） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（矢部伸幸） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

■表 決

議長（矢部伸幸） これより採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（矢部伸幸） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

■議案上程

議長（矢部伸幸） 次に日程第9、議案第9号を議題といたします。

■提案理由の説明

議長（矢部伸幸） 朗読を省略し、ただちに執行者から提案理由の説明を求めます。

（小郷局長挙手）

議長（矢部伸幸） 小郷局長。

局長（小郷隆士） 議案第9号、群馬東部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の11ページをお開きください。

本案は、人事院勧告に基づき在宅勤務手当を新設すること及び、地方自治法の改正により、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うものでございます。

附則につきましては、この条例の施行日を令和6年4月1日とするものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

■質 疑

議長（矢部伸幸） これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（矢部伸幸） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

■討 論

議長（矢部伸幸） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（矢部伸幸） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

■表 決

議長（矢部伸幸） これより採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（矢部伸幸） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

■議案上程

議長（矢部伸幸） 次に、日程第10、議案第10号及び議案第11号の2議案を一括議題といたします。

■提案理由の説明

議長（矢部伸幸） 朗読を省略し、ただちに執行者から提案理由の説明を求めます。

（小郷局長挙手）

議長（矢部伸幸） 小郷局長。

局長（小郷隆士） 議案第10号及び第11号の2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第10号、群馬東部水道企業団給水条例の一部改正について、議案書の13ページをお開きください。

本案は、水道法の一部改正により、厚生労働省が所管する水道整備・管理行政が国土交通省及び環境省へ移管されることから、所要の改正を行うものでございます。

附則につきましては、この条例の施行日を令和6年4月1日と定めるものでございます。

次に、議案第11号、群馬東部水道企業団布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例の一部改正について、議案書の14ページをお開きください。

本案は、水道法の一部改正により、厚生労働省が所管する水道整備・管理行政が国土交通省及び環境省への移管されることから、所要の改正を行うものでございます。

附則につきましては、この条例の施行日を令和6年4月1日と定めるものでございます。

以上、2議案につきまして提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

■質 疑

議長（矢部伸幸） これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（矢部伸幸） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

■討 論

議長（矢部伸幸） 議事の都合により、議案第10号及び議案第11号の2議案についての討論は一括とし、採決は議案ごとといたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

議長（矢部伸幸） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

■表 決

議長（矢部伸幸） これより採決いたします。最初に議案第10号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

議長（矢部伸幸） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（矢部伸幸） 次に議案第11号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

議長（矢部伸幸） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

■閉 会

議長（矢部伸幸） 以上をもちまして、今定例会の議事全てを終了いたしました。

最後に、清水企業長からご挨拶があります。

企業長（清水聖義） 大変お忙しい中お集まりいただき、各議案について全員の賛成をいただきまして、本当にありがとうございました。

ご承知のとおり、新たに栗原町長が副企業長に就任をされました。また、みんなで団結して、この企業団をレベルアップしていきたいと思っておりますので、

よろしく願いいたします。

それから、能登半島地震でございますが、給水車の要請がありまして、今、要請がありしだい行っているところでございます。継続的に給水車の派遣をして、また、管工事組合とも連携して対応していきたいと考えております。

また、広域化の予算であります。企業団ができたのは厚生労働省が広域化を進めておりまして、それに対して積極的に補助金を出していて、その時は、120億円いただくということで、この企業団はできました。

また、皆さんのところに布設された老朽管も傷んできて、万が一地震が起こると甚大な災害が起こってしまいます。補助金をもらったことで、老朽管の更新を進めているわけです。関係者には、この企業団の広域化に積極的に参加していただき、良かったなと思っております。これからは、国土交通省の所管になるわけですが、今後も補助金が継続されることを願っております。

終わりになりますが、今、スバルの隣に新しい庁舎を造るために、解体工事が進んでおります。今の庁舎を閉鎖して全面移転します。プロポーザルで業者が決まりましたが、素晴らしい建物ができますので、みんなに愛される水道庁舎になると思っております。

これからも、温かく見守ってくださるようお願いしまして、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（矢部伸幸） これをもちまして閉会と致します。大変ありがとうございました。

午前11時10分閉会

地方自治法第123条第2項及び群馬東部水道企業団議会会議規則第61条の規定により、ここに署名する。

群馬東部水道企業団議会議長

矢部 伸幸

群馬東部水道企業団議会議員

高橋 祐二

群馬東部水道企業団議会議員

渡邊 明